

総会

配布：一般

2013年4月16日

原文：英語

人権理事会

第 22 会期

議事日程議題 7

パレスチナおよび他の占領下のアラブ領域
における人権状況

人権理事会により採択された決議*

22/28.

東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域
における人権状況

人権理事会は、

世界人権宣言を想起し、

市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びに児童の権利に関する条約もまた想起し、そしてこれらの人権文書は、東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域において尊重されなければならないことを再確認し、

1967 年以来占領されているパレスチナ領域における人権状況に関する特別報告者の最近の報告書並びに人権理事会の関連する他の最近の報告書に留意し、

*人権理事会により採択された決議および決定は、人権理事会第 22 会期に関する理事会報告書 (A/HRC/22/2) 第 1 章に含まれる。

人権を促進し国際法に対する尊重を確保する国際社会の責任を認識し、

国際司法裁判所が 2004 年 7 月 9 日に下した勧告的意見を想起し、また 2004 年 7 月 20 日の ES-10/15 および 2006 年 12 月 15 日の ES-10/17 の総会諸決議もまた想起し、

東エルサレム内および周囲を含む、占領下のパレスチナ領域におけるイスラエル（占領権力）により建てられている壁の建設並びにその関連する体制は、国際法に違反するということを含む、裁判所の回答にとりわけ留意し、

武力による領域の取得は認められないという原則を再確認し、

戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約の、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域への適用可能性もまた再確認し、

刑事制裁、重大な違反および締約国の責任に関する第 146 条、第 147 条および第 148 条の下でのジュネーブ第四条約の当事国の義務を更に再確認し、

全ての国家が、自国民の生命を守るためにその一般住民に対する致命的な暴力に立ち向かうため、国際人権法および国際人道法に一致した行動をとる権利と義務を有していることを再確認し、

シャルム・エル・シェイク了解を含む中東和平プロセスの文脈内で到達したイスラエル－パレスチナ合意の完全遵守の必要性およびイスラエル－パレスチナ紛争への恒久的な二国家間解決への中東カルテット行程表の実施を強調し、

ガザ地区の閉鎖を終わらせることおよびイスラエルの懸念を考慮しつつ、ガザ地区内およびその中へそしてそこから外へのパレスチナの一般市民の移動の自由を許すための 2005 年 11 月 15 日の移動およびアクセスに関する協定並びにラファハ検問所の合意原則の完全履行のための必要性を強調し、

子ども、女性および非暴力の平和的なデモ参加者を含むパレスチナ市民に対する死や負傷の原

因となっている過度な武力の行使および軍事作戦から生じるものを含む、イスラエル（占領権力）によるパレスチナの人々の人権の継続している組織的侵害；連帯罰の使用；地区の閉鎖；土地の没収；入植地の確立と拡大；1949年休戦ラインから始まる占領下のパレスチナ領域における壁の建設；財産と社会資本の破壊そして東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域の法的地位、地理学的性質および人口構成を変えることを計画したイスラエルによる他の全ての行動について深刻な懸念を表明し、

とりわけ子どもと女性を含むパレスチナ文民の中で甚だしい人命の損失と負傷者、パレスチナ人の家、財産、病院、学校および国際連合施設を含む重要な社会資本と公共施設および文民の国内避難場所に対する広範な破壊と損害の原因となった、2008年12月と2009年1月の間の封鎖と軍事作戦に事実上達した長期にわたる封鎖および厳しい経済的なまた移動の制限に由来するものを含む、ガザ地区における危機的な人道および安全状況並びにイスラエルへのロケットの発射についてとりわけ深刻に懸念し、

そのような広範な破壊の短期および長期の有害な影響とパレスチナの一般住民の人権状況および社会経済的並びに人道的条件についてのイスラエル（占領権力）による再建過程の継続的妨害について、深い懸念を表明し、

イスラエルの封鎖政策および厳しい制限とそのうちの幾つかは恒久的な国境検問所に似た構造に変革されてきた検問所並びに、その全てが、東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域全土に、人および医療並びに人道支援物資を含む物資の自由な移動を制限しそして領域の隣接関係を損なう許可体制を課すことに、また結果として生じるパレスチナの人々の人権の侵害および彼らの社会経済的状況並びにパレスチナ経済を復旧することと開発することを目的とした努力についての悪影響、それはガザ地区の利用の状況に関する最近の進展に留意する一方で、ガザ地区における人道危機の悪影響として残っていること、にまた深い懸念を表明し、

多くの子どもおよび女性並びにパレスチナ立法評議会の選出された構成員を含む、多数のパレスチナ人が、特に非衛生的な条件、独房監禁、適切な治療のないこと、家族訪問の拒絶および適法手続の拒絶を含む、過酷な条件のもとで拘禁されまたイスラエルの刑務所または拘禁センターに勾留され続けていることおよび彼らの福祉を損なうことに更に深い懸念を表明し、またあらゆるパレ

スチナ人収監者の虐待および嫌がらせ並びに拷問のあらゆる報告についてまた深い懸念を表明し、

東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域からのパレスチナ文民の拘禁、投獄および退去強制に関する軍の命令をイスラエル（占領権力）が制定することで起こり得る結果について懸念を表明し、またこれに関連して国際人道法のもとでの占領地域からの文民の退去強制の禁止を想起し、

状況を監視し、暴力を終わらせることまたパレスチナの一般住民を保護することに対して貢献しそして達した合意を実施する当事者に役立つため国際的な現地関与の必要性を確信しそして、これに関連して、ヘブロン暫定国際プレゼンスの積極的な貢献を想起し、

パレスチナ政府が治安部門で行った継続的な取組および確実な進展に留意し、当事者に対し、とりわけ安全を促進することおよび信頼を醸成することにより、パレスチナとイスラエル双方を利する協力を続けることを求め、そしてそのような進展が全ての主要な人口密集地に拡大されるであろうという希望を表明し、

国際的な人権条約に示されているような人権の享受に対する同地域の全ての人々の権利を強調し、

1. 戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約の関連規定に違反してまた安全保障理事会の関連する決議に反して、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域において、イスラエル（占領権力）により講じられた全ての措置および行動は、違法でありまた効力を有していないことをくり返し表明する。

2. イスラエル（占領権力）が、文民の殺害および傷害、文民の恣意的な拘禁と投獄並びに文民財産の破壊と没収を含むパレスチナの人々の人権を侵害する全ての慣行および行動を止めることを、また同国が人権法を十分に尊重することを、およびこれに関連して同国の法的義務を遵守することを要求する。

3. イスラエルの監獄と拘禁センターにおけるパレスチナ人の収監者および拘禁された者の状況について深い懸念を表明し、イスラエル（占領権力）が、拘留中の全てのパレスチナ人収監者お

よび拘禁された者に向けた同国の国際法の義務を十分に尊重し且つ遵守することを要求し、そして行政的拘禁の甚だしい継続的使用について懸念を更に表明し、拘留中の死のあらゆる事例に対する迅速且つ独立した調査のため、2012年5月に達した合意の完全な実施を求めまたイスラエルに対し、その拘禁が国際法に従っていないあらゆるパレスチナ人収監者を釈放することをまた求める。

4. イスラエル（占領権力）が、1949年のジュネーブ第四条約の規定を完全に遵守しそして同条約に違反して講じられた全ての措置と行動並びに同条約違反を直ちに止めることを要求する。

5. イスラエル（占領権力）が、全てが特にパレスチナの人々の人権と平和的解決への期待について重大且つ有害な影響を有している、同国の入植活動、壁の建設および東エルサレム内とその周辺を含む占領下のパレスチナ領域の性格、地位および人口構成を変更することを目的とした他のあらゆる措置の全てを止めることをまた要求する。

6. 子どもたちの中でのものを含む、甚だしい生命の損失と莫大な数の負傷者、家、財産、病院、学校および国際連合施設を含む重要な社会資本と公共機関並びに農地、モスクおよび民間報道機関と市民の国内避難場所に対する大規模な損害と破壊をもたらしてきた、恐怖、挑発、扇動および破壊、特にイスラエル占領軍によるとりわけガザ地区のパレスチナ市民に対する武力の過度の使用のあらゆる行為を含むあらゆる暴力行為、を非難する。

7. 結果として生命の損失と負傷者をもたらしているイスラエル文民地区に対するロケットの発射もまた非難する。

8. イスラエル（占領権力）が、国際司法裁判所が2004年7月9日に下した勧告的意見において言及したようにまた2004年7月20日のES-10/15および2003年10月21日のES-10/13の総会決議で要求したように、国際法のもとでのその義務を遵守することおよびパレスチナの人々の人権と社会経済的生活条件に重大な影響があった、同国が東エルサレム内およびその周囲を含む占領下のパレスチナ領域における壁の建設を直ちに止めそこに位置する構造物を直に取り壊し、そこに関連する全ての法的および取締行為を廃止するか若しくは無効にし、そして壁の建設が原因となった全ての損害に対し賠償することを要求する。

9. 領土的統一、占領下のパレスチナ領域の全ての隣接性と領域保全に対する尊重の、そして東エルサレムへのまたからの、ガザ地区へのまた同地区からの、西岸とガザ地区の間の、そして外の世界へのまた外の世界からの移動を含む、パレスチナ領域内の人と物の移動の自由の保証の、必要性をくり返し表明する。

10. イスラエル（占領権力）に対し、ガザ地区の封鎖に等しいものを含む、長期の封鎖および経済的制限と移動の制限を課すことを止めること、そして、これに関連して、人と物の持続的且つ定期的な移動とガザ地区におけるだいぶ遅れた再建の加速を許すための、移動およびアクセスに関する協定並びにラファハ検問所の合意原則を完全に履行することを求める。

11. 加盟国に対し、財政的危機および悲惨な社会経済的状況並びにとりわけガザ地区における人道的状況を緩和するためパレスチナの人々に対する緊急支援を提供し続けることを促す。

12. パレスチナの一般住民に対する最も重要な公共サービス提供のためのパレスチナ人の帰還および社会資本を保存し開発する必要性並びに市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利を含む人権の促進を強調する。

13. 事務総長に対し、人権理事会第 24 会期に同理事会に本決議の履行に関して報告することを要請する。

14. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 50 回会合

2013 年 3 月 22 日

[46 対 1、棄権なしの記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アンゴラ、アルゼンチン、オーストリア、ベニン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、コンゴ、コスタリカ、コートジボワール、チェコ共和国、エクアドル、エストニア、エチオピア、ガボン、ドイツ、グアテマラ、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日

本、カザフスタン、ケニヤ、クウェート、リビア、マレーシア、モルディブ、モーリタニア、モンテネグロ、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、シエラレオネ、スペイン、スイス、タイ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）

反対：

アメリカ合衆国]